

7 農産第 4767 号
令和 8 年 2 月 26 日

東北農政局長 殿

農産局長

学校給食用等政府備蓄米交付要領の一部改正について

このことについて、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管内の県（学校給食関係部署及び子ども食堂等関係部署）及び県学校給食会に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

併せて、別紙の関係省庁及び関係の全国団体に対しても、同様の通知を行っているので、御了知願いたい。

(別紙)

こども家庭庁長官

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省高等教育局長

厚生労働省社会・援護局長

一般社団法人全国学校給食推進連合会会長

全国社会福祉協議会会長

都道府県社会福祉協議会会長

「学校給食用等政府備蓄米交付要領」（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 4 交付の要件及び交付数量 交付対象者は、以下の要件を満たす場合に無償交付又は有償交付を受けることができる。 1 無償交付 米穀の備蓄制度に関する教育及びごはん食（ごはん（食用に炊飯又は加工された米穀をいう。以下同じ。）により提供する食事（弁当、米粉パン等により米穀を提供する方法を含む。）をいう。以下同じ。）を通じた食育を目的とする以下の（1）から（5）までに掲げるいずれかの用途及び用途別に定められた要件を満たす場合に限るものとする。 （1）～（4） （略） （5）フードバンクにおける食育用 ア （略） イ 政府備蓄米を提供するに当たっては、直接提供団体に対し、食育の取組に資する情報提供に努めること及び食育の取組の実施状況が分かる資料、写真等を 5 年間<u>保存</u>することを求めること。 ウ～オ （略） 2 （略） 第 7 交付申請及び交付審査・決定等 1 交付申請 （1）（略） （2）（1）の提出は、当該学校等又は食事食材提供団体が所在する都道府県を管	第 4 交付の要件及び交付数量 交付対象者は、以下の要件を満たす場合に無償交付又は有償交付を受けることができる。 1 無償交付 米穀の備蓄制度に関する教育及びごはん食（ごはん（食用に炊飯又は加工された米穀をいう。以下同じ。）により提供する食事（弁当、米粉パン等により米穀を提供する方法を含む。）をいう。以下同じ。）を通じた食育を目的とする以下の（1）から（5）までに掲げるいずれかの用途及び用途別に定められた要件を満たす場合に限るものとする。 （1）～（4） （略） （5）フードバンクにおける食育用 ア （略） イ 政府備蓄米を提供するに当たっては、直接提供団体に対し、食育の取組に資する情報提供に努めること及び食育の取組の実施状況が分かる資料、写真等を 5 年間<u>保管</u>することを求めること。 ウ～オ （略） 2 （略） 第 7 交付申請及び交付審査・決定等 1 交付申請 （1）（略） （2）（1）の提出は、当該学校等又は食事食材提供団体が所在する都道府県を管

轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長及びその他都府県にあっては、地方農政局長をいう。以下同じ。）を経由して行うものとする。

なお、食事食材提供団体の長は、別表の左欄に掲げる地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）において同表の右欄に掲げる地域を担当する地方参事官（石川県、熊本県及び札幌地域においては地方調整官。以下同じ。）を経由して提出することができる。

(3)～(14) (略)

2 交付審査・決定

(1) (略)

(2) (1)の審査において、農産局長、地方農政局長等及び地方参事官は、交付申請に係る食事食材提供団体又はフードバンクの活動実態等を把握するため、必要に応じて食事食材提供団体又はフードバンクが所在し、又は活動している市区町村等に照会を行うことができるほか、交付申請者の実際の取組状況等を現地において確認することができる。

(3)・(4) (略)

3 公表

農産局長は、2の(3)の食事食材提供団体又はフードバンクにおける食育用に係る交付決定を通知した後、交付決定者や交付数量の交付決定等の内容について、農林水産省のWEBサイトにおいて公表を行うものとする。

4 交付申請の変更

(1) (略)

(2) (1)の提出は、当該学校等、食事食材提供団体又はフードバンクが所在す

轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長及びその他都府県にあっては、地方農政局長をいう。以下同じ。）を経由して行うものとする。

なお、食事食材提供団体の長は、別表の左欄に掲げる地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）において同表の右欄に掲げる地域を担当する地方参事官又は地方調整官（以下「地方参事官等」という。）を経由して提出することができる。

(3)～(14) (略)

2 交付審査・決定

(1) (略)

(2) (1)の審査において、農産局長又は地方農政局長等は、交付申請に係る食事食材提供団体又はフードバンクの活動実態等を把握するため、必要に応じて食事食材提供団体又はフードバンクが所在し、又は活動している市区町村等に照会を行うことができる。

(3)・(4) (略)

3 公表

農産局長は、2の(3)の食事食材提供団体又はフードバンクにおける食育用に係る交付決定を通知した後、交付決定者や交付数量等の交付決定の内容について、農林水産省のWEBサイトにおいて公表を行うものとする。

4 交付申請の変更

(1) (略)

(2) (1)の提出は、当該学校等、食事食材提供団体又はフードバンクが所在す

る都道府県を管轄する地方農政局長等を経由して行うものとする。なお、食事食材提供団体の長に限り、地方参事官を経由して提出することができる。

(3) (略)

(4) 交付決定数量の変更又は辞退に係る手続は、2の規定を準用する。この場合において、「交付申請書」とあるのは「交付変更等申請書」と、「交付決定」とあるのは「変更又は辞退の承認」と、「学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付決定書（様式3号）」とあるのは「学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付変更（辞退）承認書（様式5—1号）」と読み替えるものとする。

5 (略)

第9 交付決定者の採るべき措置

1 交付決定者は、引渡しを受ける米穀については、政府備蓄米使用計画書に記載された配送先住所において適切に受け取り、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2～5 (略)

第10 適切な措置が講じられない場合の対応

農産局長は、交付決定者が適切な措置を講じない場合、以下に基づいて対応する。

なお、措置を講ずる場合にあっては、農産局長は、所要事項を地方農政局長等及び関係者に通知するものとする。

1 地方農政局長等は、交付決定者が第9の1、2若しくは5の規定に違反している事実が判明したとき又は次の(1)若しくは(2)に掲げる事実が判明した

る都道府県を管轄する地方農政局長等を経由して行うものとする。なお、食事食材提供団体の長に限り、地方参事官等を経由して提出することができる。

(3) (略)

(4) 交付決定数量の変更又は辞退に係る手続は、2の規定を準用する。この場合において、「交付申請書」とあるのは「交付変更等申請書」と、「交付決定」とあるのは「変更又は辞退の承認」と、「学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付決定書（様式3号）」とあるのは「学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付変更（辞退）承認書（様式5号）」と読み替えるものとする。

5 (略)

第9 交付決定者の採るべき措置

(新設)

1～4 (略)

第10 要領違反等の場合の措置

農産局長は、本要領に定める政府備蓄米の交付手続において要領違反等が生じた場合、以下に基づいて対応する。

なお、措置を講ずる場合にあっては、農産局長は、所要事項を地方農政局長等及び関係者に通知するものとする。

1 地方農政局長等は、次の(1)又は(2)に掲げる事実が判明したときは、その内容を速やかに農産局長に報告する。

ときは、その内容を速やかに農産局長に報告する。

(1)・(2) (略)

- 2 農産局長は、1の報告を受けたとき、1で報告を受けるべき事実を自ら把握したとき又は次の(1)若しくは(2)に掲げる事実が判明したときは、その内容を審査することとする。

(1)・(2) (略)

- 3 農産局長は、2により審査した結果に基づき、以下の措置を講ずる。

(1) 交付決定者が第9の1の規定に違反していることが認められた場合については、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更し、様式5―2号により交付決定者に通知するものとする。

(2) 交付決定者が第9の1、2若しくは5の規定に違反していることが認められた場合並びに1の(1)及び2の(1)に掲げる場合については、その原因が交付決定者の責めに帰すものと認めたときは、その数量に見合う交付米穀について、直近の相対取引価格の全銘柄平均額（その原因が故意又は重大な過失による場合は農産局長が定める額を加算した価格。以下同じ。）相当額を交付決定者から徴収するものとする。

(3) 1の(2)及び2の(2)に掲げる場合については、交付決定者から当該交付対象校又は当該交付対象施設に交付した米穀のうち、過剰に交付された米穀の数量に、直近の相対取引価格の全銘柄平均額を乗じて得た額を交付決定者から徴収するものとする。

- 4 農産局長は、3の(2)又は(3)により徴収を行う場合においては、納付期限を徴収の通知をした日から20日以内とし、以下の加算金及び延滞金を徴収する。

(1) 3の(2)に掲げる場合にあっては、徴収金額に対して、当該米穀を交付した日から納付の日までの日数に年10.95パーセントの割合で計算した

(1)・(2) (略)

- 2 農産局長は、1の報告を受けたとき、又は次の(1)若しくは(2)に掲げる事実が判明したときは、その内容を審査することとする。

(1)・(2) (略)

- 3 農産局長は、2により審査した結果に基づき、以下の措置を講ずる。
(新設)

(1) 1の(1)及び2の(1)に掲げる場合については、その原因が交付決定者の責めに帰すものと認めたときは、その数量に見合う交付米穀について、直近の主食用政府売渡価格（その原因が故意又は重大な過失による場合は農産局長が定める額を加算した価格）相当額を交付決定者から徴収すること

(2) 1の(2)及び2の(2)に掲げる場合については、交付決定者から当該交付対象校又は当該交付対象施設に交付した米穀のうち、過剰に交付された米穀の数量に、直近の主食用政府売渡価格を乗じて得た額を交付決定者から徴収すること

- 4 農産局長は、3の(1)又は(2)により徴収を行う場合においては、納付期限を徴収の通知をした日から20日以内とし、以下の加算金及び延滞金を徴収する。

(1) 3の(1)に掲げる場合にあっては、徴収金額に対して、当該米穀を交付した日から納付の日までの日数に年10.95パーセントの割合で計算した

加算金 (2) <u>3の(2)及び(3)</u>に掲げる場合にあつては、納付期限内に納付がない場合に、未納に係る徴収金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金 <u>5 農産局長は、交付決定者が第9の3又は4の規定に違反していることを認めたときは、当該交付決定者に対して、新たな交付決定を行わないものとする。</u> 第11 指導監督等 1 指導監督 農産局長又は地方農政局長等は、必要があると認めるときは、随時、交付米穀取扱者に対し、必要な事項を指示し、若しくは報告を徴し、職員をして諸帳簿等の調査を行い、交付米穀等の使用状況につき指導監督することができる。なお、交付米穀取扱者のうち交付決定者に対して指導監督した場合は、当該交付決定者は、指導監督に基づく措置を講ずるまでの間は、新たな交付申請を行うことができないものとする。 2 使用確認等調査 農産局長<u>及び地方農政局長等</u>は、<u>第4の2</u>により<u>交付決定され、無償交付された政府備蓄米の使用状況</u>等の調査（以下「使用確認等調査」という。）<u>を必要に応じて実施することとする。</u> 第12 交付決定者等の協力義務 交付決定者及び中間団体の長は、次の場合において農産局長、地方農政局長等及び第三者機関 <u>(第14の規定により農産局長から業務の委託を受けた機関をい</u>	加算金 (2) <u>3の(1)及び(2)</u>に掲げる場合にあつては、納付期限内に納付がない場合に、未納に係る徴収金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金 (新設) 第11 指導監督等 1 指導監督 農産局長又は地方農政局長等は、必要があると認めるときは、随時、交付米穀取扱者に対し、必要な事項を指示し、若しくは報告を徴し、職員をして諸帳簿等の調査を行い、交付米穀等の<u>受払い</u>使用状況につき指導監督することができる。なお、交付米穀取扱者のうち交付決定者に対して指導監督した場合は、当該交付決定者は、指導監督に基づく措置を講ずるまでの間は、新たな交付申請を行うことができないものとする。 2 使用確認等調査 農産局長は、<u>第13の1</u>により<u>提出された政府備蓄米の使用報告書の内容確認及び無償交付された政府備蓄米の使用確認</u>等の調査（以下「使用確認等調査」という。）<u>に係る業務を第三者機関（以下単に「第三者機関」という。）に委託することができる。</u> 第12 交付決定者等の協力義務 交付決定者及び中間団体の長は、次の場合において農産局長、地方農政局長等及び第三者機関に協力しなければならない。
---	---

う。以下同じ。)に協力しなければならない。

- (1) 交付を受けた現品の包装容器及び副産物の処理方法について農産局長又は地方農政局長等が指示した場合
- (2) 第11の1により農産局長又は地方農政局長等が調査、報告を求めた場合
- (3) 第11の2により農産局長、地方農政局長等又は第三者機関が使用確認等調査を行う場合

第13 報告

- 1 交付決定者は、次に掲げる期間内に、交付対象校又は交付対象施設ごとの政府備蓄米の使用報告書（無償交付学校等給食用については様式8-1号、無償交付調理実習等学習教材用及び試食会用については様式8-2号、食事食材提供団体における食育用については様式8-3号-①、フードバンクにおける食育用については様式8-3号-②、有償交付については様式8-4号。以下この1において同じ。）を取りまとめ、農産局長に提出する（中間団体が食事食材提供団体の交付申請を取りまとめた場合については、中間団体が当該使用報告書を取りまとめの上提出する。）。

なお、申請当初の実施計画を実施できなくなった場合には、速やかに学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米未使用報告書（様式8-5号）を農産局長に提出するものとする。

- (1) 学校等給食用の報告については、米飯給食の実施回数が確定してから1か月以内

- (1) 交付を受けた現品の包装容器及び副産物の処理方法について農産局長及び地方農政局長等が指示した場合
- (2) 第11の1により農産局長が調査、報告を求めた場合
- (3) 第11の2により第三者機関が使用確認等調査を行う場合

第13 報告

- 1 交付決定者は、次に掲げる期間内に、交付対象校又は交付対象施設ごとの政府備蓄米の使用報告書（無償交付学校等給食用については様式8-1号、無償交付調理実習等学習教材用及び試食会用については様式8-2号、食事食材提供団体における食育用については様式8-3号-①、フードバンクにおける食育用については様式8-3号-②、有償交付については様式8-4号。以下この1において同じ。）を取りまとめ、農産局長に提出する（中間団体が食事食材提供団体の交付申請を取りまとめた場合については、中間団体が当該使用報告書を取りまとめの上提出する。）。

また、申請当初の実施計画を実施できなくなった場合には、速やかに学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米未使用報告書（様式8-5号）を農産局長に提出するものとする。

なお、食事食材提供団体の長又はフードバンクの長にあつては、政府備蓄米の使用を完了する前に使用報告書の提出を行った場合又は政府備蓄米未使用報告書を提出した場合であっても、その使用が完了した場合は、(1)の規定に準じて、改めて使用報告書を提出するものとする。

- (1) 交付を受けた政府備蓄米の使用が完了した場合は、完了した日から1か月以内

(2) <u>食事食材提供団体及びフードバンクにおける食育用の報告については、交付を受けた政府備蓄米の使用が完了した場合は、完了した日から1か月以内。</u>交付決定日から1年を経過しても使用が完了していない場合は、交付決定日の1年後から1か月以内 <u>ただし、食事食材提供団体の長及びフードバンクの長は、政府備蓄米の使用を完了する前に使用予定報告の提出を行った場合又は政府備蓄米未使用報告書を提出した場合であっても、政府備蓄米の使用が完了したときは、完了した日から1か月以内に改めて使用報告書を提出するものとする。</u> 2～5 （略） 第14 業務委託 農産局長は、<u>第7の1及び2の交付申請の受付、審査・決定等に関する業務、第11の2の使用確認等調査に関する業務、第13の1の使用報告の受付・確認等に関する業務</u>その他農産局長が必要と認める本要領に係る業務の一部を第三者機関に委託することができる。 別表 （略）	(2) <u>交付を受けた政府備蓄米について、</u>交付決定日から1年を経過しても使用が完了していない場合は、交付決定日の1年後から1か月以内 2～5 （略） 第14 業務委託 農産局長は、<u>第11の2に規定するもののほか、第7の1の交付申請の受付</u>その他農産局長が必要と認める本要領に係る業務の一部を第三者機関に委託することができる。 別表 （略）
--	--

附 則

- この通知は、令和8年2月26日から施行する。

「様式 2 号一別紙 4－②」

フードバンク政府備蓄米使用計画書

1. ～ 3. (略)

4. 添付資料として、以下の資料を必ず提出してください。

(1) (略)	(略)	(略)
(2) 活動の状況が分かるもの	①前年度の食品等の取扱実績(総量)が分かる書類	<u>食品等</u> の品目を <u>明確に</u> 分けた前年度の取扱実績の総量が分かる書類(一覧表等)としてください。
	②前年度の提供先団体とそれぞれの提供数量が分かる書類	前年度における提供先団体とそれぞれの団体に <u>食品等</u> を提供した数量が分かる書類(一覧表等)としてください。
(3) (略)	(略)	(略)

(注) 必要に応じて、追加の添付資料の提出を求める場合があります。

「様式 2 号一別紙 4－1－①」

農林水産省農産局長 殿

誓約書
(食事食材提供団体における食育用)

私は、下記の事項を誓約します。

この誓約に反した場合に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを申し添えます。

記

「様式 2 号一別紙 4－②」

フードバンク政府備蓄米使用計画書

1. ～ 3. (略)

4. 添付資料として、以下の資料を必ず提出してください。

(1) (略)	(略)	(略)
(2) 活動の状況が分かるもの	①前年度の食品等の取扱実績(総量)が分かる書類	<u>可能な範囲で</u> 品目を <u>詳細に</u> 分けた前年度の取扱実績の総量が分かる書類(一覧表等)としてください。
	②前年度の提供先団体とそれぞれの提供数量が分かる書類	前年度における提供先団体とそれぞれの団体に提供した数量が分かる書類(一覧表等)としてください。
(3) (略)	(略)	(略)

(注) 必要に応じて、追加の添付資料の提出を求める場合があります。

「様式 2 号一別紙 4－1－①」

農林水産省農産局長 殿

誓約書
(食事食材提供団体における食育用)

私は、下記の事項を誓約します。

この誓約に反した場合に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを申し添えます。

記

1. ～3. (略)

4. 貴職又は地方農政局長等が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知）第11の1に基づく調査を行う場合若しくは同要領第11の1に基づく報告を求めた場合又は同要領第11の2に基づく調査を行う場合には、これに協力すること

「様式2号－別紙4－1－②」

農林水産省農産局長 殿

誓約書
(フードバンクにおける食育用)

私は、下記の事項を誓約します。

この誓約に反した場合に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを申し添えます。

記

1. ～3. (略)

4. 貴職又は地方農政局長等が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知）第11の1に基づく調査を行う場合若しくは同要領第11の1に基づく報告を求めた場合又は同要領第11の2に基づく調査を行う場合には、これに協力すること

1. ～3. (略)

4. 貴職又は地方農政局長等が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知）第11の1に基づく調査を行う場合若しくは同要領第11の1に基づく報告を求めた場合又は第三者機関が同要領第11の2に基づく調査を行う場合には、これに協力すること

「様式2号－別紙4－1－②」

農林水産省農産局長 殿

誓約書
(フードバンクにおける食育用)

私は、下記の事項を誓約します。

この誓約に反した場合に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを申し添えます。

記

1. ～3. (略)

4. 貴職又は地方農政局長等が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知）第11の1に基づく調査を行う場合若しくは同要領第11の1に基づく報告を求めた場合又は第三者機関が同要領第11の2に基づく調査を行う場合には、これに協力すること

(別添)		(別添)	
フードバンクの食育用使用に係る自己申告書		フードバンクの食育用使用に係る自己申告書	
申告事項	チェック	申告事項	チェック
1. ～ 5. (略)	☐	1. ～ 5. (略)	☐
6. <u>政府備蓄米の交付（受取り）について、政府備蓄米使用計画書に記載した配送先住所において、自ら荷下ろし・搬入を行い、適切な保管場所において、善良なる管理者の注意をもって管理を行うことができる。</u>	☐	(新設)	☐
7. ～ 12. (略)	☐	6. ～ 11. (略)	☐
「様式5-1号」		「様式5号」	
番号		番号	
年 月 日		年 月 日	
〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿		〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿	
又は		又は	
〇〇県（都道府）知事 殿		〇〇県（都道府）知事 殿	
〇〇市（区町村）長 殿		〇〇市（区町村）長 殿	
〇〇国立大学法人の長 殿		〇〇国立大学法人の長 殿	
〇〇学校法人等の長 殿		〇〇学校法人等の長 殿	
食事食材提供団体の長 殿		食事食材提供団体の長 殿	
フードバンクの長 殿		フードバンクの長 殿	
農林水産省農産局長		農林水産省農産局長	
学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付 変更（辞退）承認書（無償交付・有償交付）		学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付 変更（辞退）承認書（無償交付・有償交付）	

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿から変更（辞退）申請のあった件については、内容審査の結果、やむを得ない事情によるものと認められるので、下記のとおりこれを承認します。

記

(略)

「様式5－2号」

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿
又は
〇〇県（都道府）知事 殿
〇〇市（区町村）長 殿
〇〇国立大学法人の長 殿
〇〇学校法人等の長 殿
食事食材提供団体の長 殿
フードバンクの長 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付決定の取消通知書（無償交付・有償交付）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号にて下記のとおり交付決定したところであるが、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知）第10の3の(1)の規定に基づき、下記のとおりこれの一

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より変更（辞退）申請のあった件については、内容審査の結果、やむを得ない事情によるものと認められるので、下記のとおりこれを承認します。

記

(略)

(新設)

部又は全部を取消します。

記

1 取消後の変更数量等

	年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg 又はトン)	備考
取消前							
取消後							

2 取消後の条件

3 その他

「様式8－3号－①」

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

食事食材提供団体の長

食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受けた食事食材提供団体における政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を食事食材提供団体における食育用として使用した（又は使用する見込みである）ことを報告します。

記

添付資料一覧

「様式8－3号－①」

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

食事食材提供団体の長

食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受けた食事食材提供団体における政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を食事食材提供団体における食育用として使用した（又は使用する見込みである）ことを報告します。

記

添付資料一覧

- 1 (別添) 月別使用報告書
- 2 食事提供、食材提供ごとの食育に取り組んでいることが分かる写真を1点以上
- 3 開催案内 (食事提供、食材提供ごとのチラシ、SNS等の案内に用いたものを1点以上)

(注) (略)

「様式8-3号-②」

(略)

(別添)

月別使用報告書(フードバンク)(略)

提供団体一覧表

下表に政府備蓄米を提供した団体の情報を記載してください。

政府備蓄米を提供した団体の 名称	団体の所在地(市区町村まで 記載)	提供した数量 (<u>kg</u>)

(注1)～(注3)(略)

別紙2

政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて

1・2(略)

- 3 農林水産省は、第14の規定に基づき農林水産省に代わり当該事業の提出書類の受付、確認、審査業務等の本要領に基づく全般的な事務に係る業務の一部及び使用確認等調査を第三者機関に委託する、又は請け負わせるため、当該第三者機関に必要最小限度の範囲内において提供・利用する場合があります。

- 1 (別添) 月別使用報告書
- 2 食育に取り組んでいることが分かる写真を1点以上
- 3 開催案内(チラシ、SNS等の案内に用いたものを1点以上)

(注) (略)

「様式8-3号-②」

(略)

(別添)

月別使用報告書(フードバンク)(略)

提供団体一覧表

下表に政府備蓄米を提供した団体の情報を記載してください。

政府備蓄米を提供した団体の 名称	団体の所在地(市区町村まで 記載)	提供した数量 (<u>トン</u>)

(注1)～(注3)(略)

別紙2

政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて

1・2(略)

- 3 農林水産省は、第14 及び第11の2の規定に基づき農林水産省に代わり当該事業の提出書類の受付、確認、審査業務等の本要領に基づく全般的な事務に係る業務の一部及び使用確認等調査を第三者機関に委託する、又は請け負わせるため、当該第三者機関に必要最小限度の範囲内において提供・利用する場合があります。